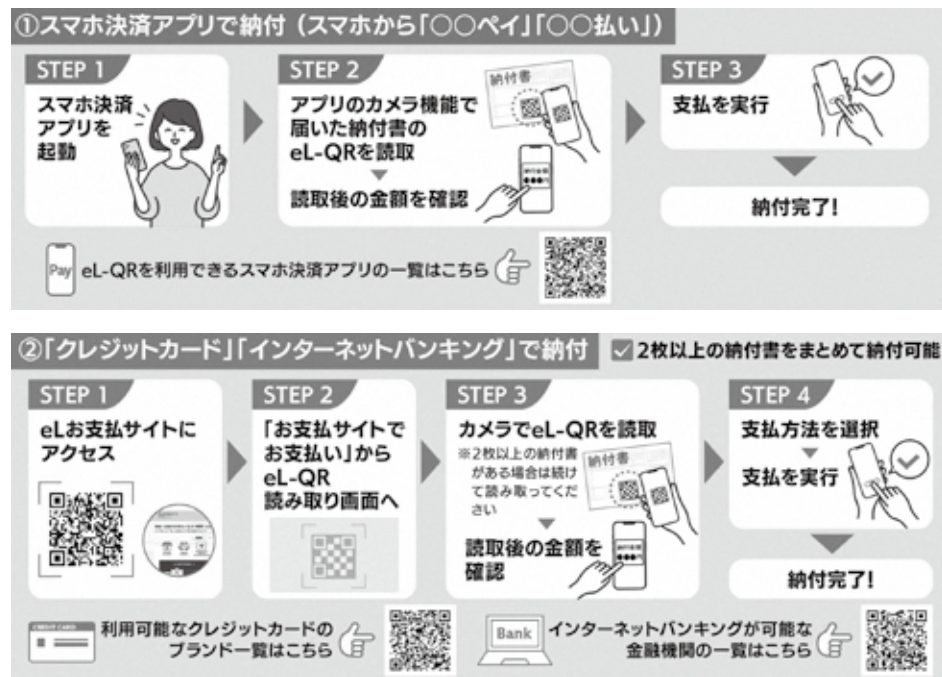


これまで市民税や固定資産税などの地方税のみが、スマホ決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングを活用して、キャッシュレス納付ができていましたが、そのほかの公金もキャッシュレス納付ができるようになりました。

地方税以外の公金も キャッシュレス納付が可能に

問い合わせ 納付書に記載の問い合わせ先



納付できる公金

納付書などにeL-QRコードが記載されている公金
※9月24日以前に送付された地方税以外の納付書は、キャッシュレス納付に対応していません。
※上下水道料金は令和9年度中に対応する予定です。

年金に上乗せ支給 年金生活者支援給付金

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

年金生活者支援給付金とは

公的年金の受給者で、所得の合計額が一定基準以下の方を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる方

受給する年金の種類ごとに要件があり、それぞれの要件を全て満たす方が対象となります。

対象となる年金と要件は表のとおりです。

手続き

令和8年度から新たに受給権が発生すると見込まれる方へ、順次手続

受給している年金	要 件
老齢基礎年金	・65歳以上の方である ・住民税非課税世帯である ・前年の年金収入とその他の所得額の合計が約930,000円以下である
障害基礎年金	・前年の所得額が「約4,920,000円 + (扶養親族の数×38万円)」以下である
遺族基礎年金	

※所得の合計額には、障害年金、遺族年金などの非課税収入は含みません。また、本人、扶養親族の年齢などによって、合計所得の上限は変動します。
※要件の所得額は10月から改訂されました。

きの書類が送付されます。
書類が届いたら、同封の「年金生活者支援給付金請求書」に必要事項を記入し、切手を貼って年金事務所へ返送、または保健医療課へ提出してください。
申請書が送付されていない方も、対象となる場合があります。年金生活者支援給付金を受け取ることができるかどうか確認したい場合は、本人が保健医療課窓口へお越しになるか、広島西年金事務所へお問い合わせください。
すでに給付金を受け取っている場合、手続きは不要です。

地域で防災活動を推進する 「防災リーダー」募集

問い合わせ 危機管理課 ☎59-2119

防災リーダーとは、地域の防災対策の推進および防災意識の普及を行い、自主防災組織の育成・活性を図ることを目的として市が認定する制度です。
※防災リーダーに認定されるためには、新規育成研修を受ける必要があります。

対 象 市内在住または勤務の高校生以上の方
申し込み

10月30日(金)までに危機管理課へ申し込んでください。(申し込み用紙は市ホームページからダウンロードできます)

【防災リーダー新規育成研修会】

と き

- ① 12月 5日(土) 9時～16時
- ② 12月 12日(土) 9時～12時

※認定には①②の受講が必要です。

ところ ①市役所 ②消防署

内 容 講義、実技(救命)

路線バスとタクシーの中間的な位置づけ デマンド型乗合タクシー

問い合わせ 市民課 ☎59-2142

デマンド型乗合タクシーとは、路線バスとタクシーの中間的な位置づけの交通形態です。市では、運行日、目的地、ダイヤおよび運賃をあらかじめ設定し、利用者から予約があった場合のみ、タクシー車両を利用して、自宅などと目的地の間を運行するもので、同じダイヤに複数の利用者がある場合は、乗り合いでの利用となります。

運行地区

- 三ツ石地区
(三ツ石地区乗合タクシー)
- 玖波7丁目、8丁目
(ひまわりタクシー)
- 湯舟・玖波4丁目地区
(湯舟・玖波4丁目乗合タクシー)
- 栄町地区
(栄ぐるりんタクシー)
- 御園台・御園市営地区
(あじさいタクシー)
- 白石地区
(白石すまいるタクシー) ※実証運行中



利用方法・運賃など「ご利用ガイド」はこちら。



市職員 カスタマーハラスメント 対応方針を策定

問い合わせ
総務課 ☎59-2122



市ホームページはこちら。

10月1日から事業主に、カスタマーハラスメントの防止のための措置を講じることが義務付けられたことを受け、職員の良好な職場環境を確保するとともに、行政サービスを適正に提供することを目的として、カスタマーハラスメントへの対応などを記載した対応方針を策定しました。

※対応方針などの詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

市役所本庁舎などで
電話の自動通話録音を開始

問い合わせ

総務課 ☎59-2120

10月中旬から犯罪の防止や職員への不当な圧力の排除と職員の電話対応品質向上などのため、電話の自動通話録音を開始します。

市役所本庁舎などに電話された際に、通話を録音する旨のアナウンスが流れ、その後、電話がつながります。ただし、市から発信した場合は、アナウンスが流れず、通話が録音されます。

なお、通話録音データは、管理責任者を置き、適正な管理を行います。ご理解とご協力をお願いします。